

供述調書

住居

職業

氏名

上記の者は、令和2年3月24日、東京地方検察庁において、本職に対し、任意次のおり供述した。

1 私は、大川原化工機株式会社で [redacted] という役職に就いており、さらに同社の [redacted] としてエンジニアリング部と製造メンテナンス部の業務の範囲を担当しています。

今回、大川原化工機で取り扱っている噴霧乾燥機の輸出が外国為替及び外国貿易法による輸出規制に抵触した嫌疑で捜査の対象となっていますが、当社の噴霧乾燥機などに関して私が知っていることについて説明します。

まず、私の経歴ですが、私は、 [redacted] を卒業して、大川原化工機株式会社に入社しました。

[redacted]



エンジニアリング部で計画担当を率いていた
が出席していました。
なお、この会議には、相嶋静夫専務は欠席していました。
この議事録を見ると、この会議の際に、さんがスプレードラ
イヤー、つまり、噴霧乾燥機が具体的にどのような条件で貿易規制
の対象となるか尋ねていることがわかります。
そして、これに対して、島田さんが
水分蒸発量400kg/h以下
平均粒子径10μm以下
分解せずに薬液・蒸気滅菌できる装置
と答えています。
そして、法制化されるに当たり、島田さんが当社としての対応を
行っていくなどと答えていることがわかります。
私は、このとき、貿易規制の条件を聞いて、水分蒸発量や平均粒
子径については、当社で扱っている噴霧乾燥機が該当する可能性が
あると思いました。
ただ、分解せずに薬液・蒸気滅菌できる装置という条件について

	は、その目的のためにお客様からの特別な要求に応じて作らなければできないので、当社の噴霧乾燥機が輸出規制品に該当するかもしれないという不安は感じませんでした。
3	実際に輸出規制の内容が社内で周知されたのは、平成25年9月のことでした。
	このとき本職は、供述人に対し、平成30年12月17日付け司法警察員 作成の出力印字結果報告書（本社第640号 輸出規制関係書類）添付の社内連絡書を示し、その写しを資料2として本調書末尾に添付することとした。
	今見せてもらった社内連絡書は、発行日付にあるとおり、平成25年9月27日に発行された文書です。
	発信元の記載を見ると、一番右に島田さんの印が押されているので、島田さんが作成した文書だと思います。
	また、島田さんの印の左隣に相嶋さんの印も押されているので、島田さんが作成した後、相嶋さんの承認を得て、社内に展開された <del>された</del> 文書だとわかります。
	宛先は、すべての宛先について「T〇」に黒丸が付されているので、ここに記載されている部門長宛に配信されています。
	これによると、噴霧乾燥器として、輸出規制に該当するものは、3つの要件がすべて該当するものとされており、その要件は
	イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上
	400キログラム以下のもの
	ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造
	することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品

	の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品
	を製造することが可能なもの
	ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができ
	るもの
	とされています。
	私は、これを見たときに、事前に島田さんから聞いていた条件と
	異なって最後の規制条件が滅菌だけでなく、「殺菌」も加わってい
	ることで、当社の噴霧乾燥機がこの条件に該当することがあるので
	はないかと不安な気持ちになりました。
	機械の内部の菌をすべて殺して除去する「滅菌」を実現すること
	は不可能ですが、内部の菌を殺す「殺菌」ならば可能とされてしま
	うのではないかと考えたからです。
	それは、一般的に煮沸消毒などで菌を殺すなど、熱をかければ殺
	すことができる菌があるという知識を持っていたからです。
	当社の噴霧乾燥機は、内部に高温の空気を送り込むことができる
	ので、これによって、熱に弱い菌を殺すことが「殺菌」としてこの
	要件に該当するのではないかと心配な気持ちになりました。
4	私は、新たに噴霧乾燥器が輸出規制の対象になったことで、先ほ
	ど説明したように当社の噴霧乾燥機が規制対象になってしまうので
	はないかという不安な気持ちがあったのですが、そのような気持ち
	は相嶋専務の発言によって解消されました。
	私が噴霧乾燥器の輸出規制に関して、相嶋専務の発言を聞いた場
	面がどこだったか明確な記憶はありませんが、私が

定置した状態で内部の滅菌又は殺菌することができるも
の
の要件について該当するのではないかと質問をすると、相嶋専務は
経産省や役人の言うことなんか聞かなくていいんだよ
経産省の役人はよくわかってないんだよ
普通に設計していれば大丈夫だよ
などと答えてくれました。
なお、相嶋専務のこの言葉上は、経産省の役人を非難するかのよ
うな言い回しになっていますが、相嶋専務は、お客さん相手でもこ
のような言い回しをする方なので、この言葉に他意はないというこ
とをわかってもらいたいと思います。
なお、以前、警察で取調べを受けたときに、相嶋専務の言葉とし
て
うちは専門会社だからひとつひとつ理論的にやっていけ
ば対処できるんだよ
技術的にもこの規制だったら該当しない
などと言っていたと話して調書にしてもらっていますが、このよう
な言葉を相嶋専務が言っていたかどうか非常に曖昧ではっきりと記
憶していません。
また、警察では、先ほどの社内連絡書が展開された直後の平成2
5年10月7日の10月の業務運営会議の場で相嶋専務がこのよう
な発言をしたのではないかと説明していましたが、社内の誰に聞い
てもこの会議の場で相嶋専務がこのような発言をしたことを記憶し

	ていない様子だったので、もしかしたら会議終了後に私が相嶋専務の自席に行くなどして二人で話したときの発言だったのかもしれない。
5	私は、相嶋専務から、なぜ当社の噴霧乾燥機が輸出規制の要件に該当しないのか、詳しい説明を当時受けていたかどうかは覚えていません。
	ただ、相嶋専務は、技術的な知識は豊富で、当社の噴霧乾燥機についても、よく理解していました。
	私は、技術面での相嶋専務の知識には、厚い信頼を置いていたので、相嶋専務が輸出規制に該当しないと言っているのであれば間違いないと思って、相嶋専務の言葉を聞いて安心しました。
	今日お話しした内容は、平成24年と平成25年当時の私の知識に基づいて、当時私が考えていたことでした。
	現在は、当社が摘発を受けて、法規制について、私なりに学び、この規制における「殺菌」という状態を実現させるためには、「滅菌」と言えるほどの処理をしなければならないと思っています。
	
	供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名捺印した上、各ページ欄外に捺印した。
	前 同 日
	東京地方検察庁
	検察官検事 
	検察専務官 

検 察 庁





社長



社長



社長

島田



大川原



大川原

社長



社長

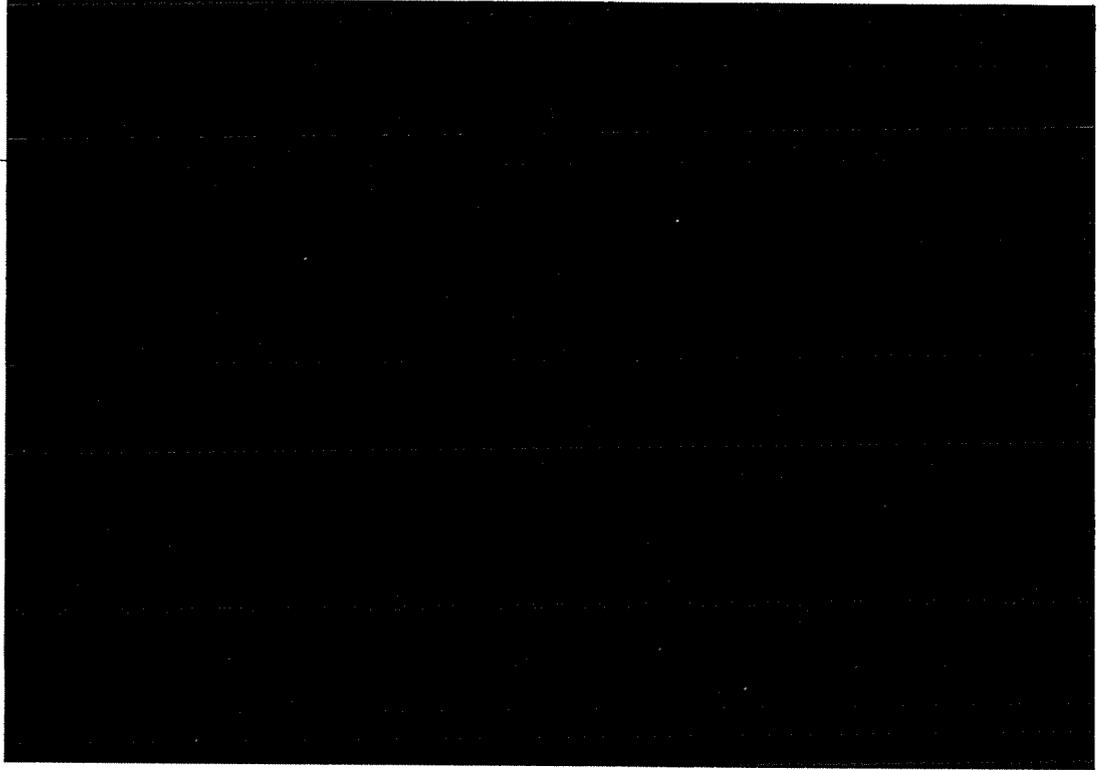
大川原



島田



社長



次回予定 6/4 9:30~

議長



書記



以上



品質方針「顧客の立場に立ち、信頼と満足を目指し、品質の良い製品を安全確実に納めます。」

社内連絡書

発行日付 2013年9月27日

発信元 経営企画室

あて先

To Copy	Cover	Attmt
● ○ 大川原社長	1	4
● ○ 相嶋専務取締役/経営企画室	1	4
● ○ 常務取締役/中国事業室	1	4
● ○ 大川原	1	4
● ○ 海外営業部	1	4
● ○ 国内営業部(本社)	1	4
● ○ 国内営業部(大阪)	1	4
● ○ エンジニアリング部	1	4
● ○ 開発部(開発)	1	4
● ○ 開発部(特機)	1	4
● ○ 試験計画部	1	4
● ○ 管理部	1	4
● ○ システム管理室	1	4
合計	12	48



この連絡事項は

- 報告です
- 回答を願います
- コメントを願います
- アクションを願います
- 協力願います
- コメント(回答)します

期 日:

件名

噴霧乾燥器輸出規制対象品目に追加

経済産業省より輸出貿易管理令の一部改正通知があり、9項目の改正がありました。その項目内において、噴霧乾燥器が規制対象に追加されました。(添付-1 参照)

施行日：2013年9月13日公布、 2013年10月15日施行

政令：輸出貿易管理令別表第一の三の二項(二) の一部改正  
同項5の2に噴霧乾燥器を新設(添付-2 参照)

省令：5の2の内容下記(添付-3 参照)

- 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの
- イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部品の変更で平均粒子径10ミクロンメートル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

該非判定：添付-4資料により該当判定を行い必要であれば当局にて輸出許可申請が必要となります。  
なお、キャッチオール規制は別途規制されております。

顧客名/工事名

工事番号/ファイル番号

プロジェクト名称/機種



平成 25 年 9 月 10 日

## 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正しました

外国為替令別表及び輸出貿易管理令別表第 1 では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積を防止する観点から、国際輸出管理会合において規制対象品目として合意された貨物及び技術について規定することにより、これら品目の輸出等の際に経済産業大臣の許可を要することとしています。

経済産業省は、2012 年の国際輸出管理会合における合意等を踏まえ、輸出貿易管理令等について所要の改正を実施し、本日閣議決定されましたので、お知らせします。

### 1. 改正の概要

国際合意に基づき、輸出又は提供に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物及び技術を新たに指定する等の措置を講じます。また、昨今の安全保障を巡る国際情勢を踏まえ、欧米諸国の輸出管理当局と連携する観点から、従来は通常兵器に用いられるおそれがあるものの輸出又は提供に対する経済産業省からの許可申請をすべき旨の通知対象としてこなかった品目・技術について新たに対象とすることとします。具体的な内容は以下のとおりです。

#### (1) 外国為替令(以下「外為令」という。)について

- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ニ基づく許可申請をすべき旨の通知対象技術の拡大  
【外為令別表の一六の項の改正】

#### (2) 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)について

- 軍用人工衛星等について、規制対象に追加  
【輸出令別表第一の一の項の改正】
- スクロール型圧縮機等について、規制対象に追加  
【輸出令別第一の二の項の改正】
- 噴霧乾燥器について、規制対象に追加  
【輸出令別表第一の三の二項(二)の一部改正】
- 風洞から空気力学試験装置への規制対象の変更  
【輸出令別表第一の四の項(二四)の改正】
- 数値制御を行うことができる部分品について、規制対象から削除  
【輸出令別表第一の六の項(二)の改正】



- 無線通信傍受装置、通信妨害装置についての規定箇所の変更及び監視装置等について、規制対象に追加  
【輸出令別表第一の九の項(五の三)及び(五の五)の改正】
- 通信関連貨物の修理用の装置について、規制対象から除外  
【輸出令別表第一の九の項(六)の改正】
- 簡易爆発装置の妨害装置に付属する装置について、規制対象に追加  
【輸出令別表第一の一五の項(四の二)の改正】
- 輸出令第四条第一項第三号二の規定に基づく許可申請をすべき旨の通知対象品目の拡大  
【輸出令別表第一の一六の項の改正】

※ 上記外国為替令及び輸出貿易管理令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても、所要の改正を行う。

※ 下記 URL に、改正本文等を掲載する。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

## 2. 今後の予定

公布:平成 25 年 9 月 13 日(金)

施行:平成 25 年 10 月 15 日(火)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課長

担当者:

電話:

<p>四</p>	<p>三の二 追加項目</p>	<p>三</p>	
<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(二十三) (略) (二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置</p>	<p>(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～5 (略) 5の2 噴霧乾燥器 6～8 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ベローズシールを用いたもの(三十五)及び三の項の中欄に掲げるものを除く。 (三十六)～(五十一) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>四</p>	<p>三の二</p>	<p>三</p>	
<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(二十三) (略) (二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置</p>	<p>(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～5 (略) (新設) 6～8 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(三十六)～(五十一) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（第一条  
 関係）  
 （傍線部分は改正部分）

省略

添付-3

改定内容

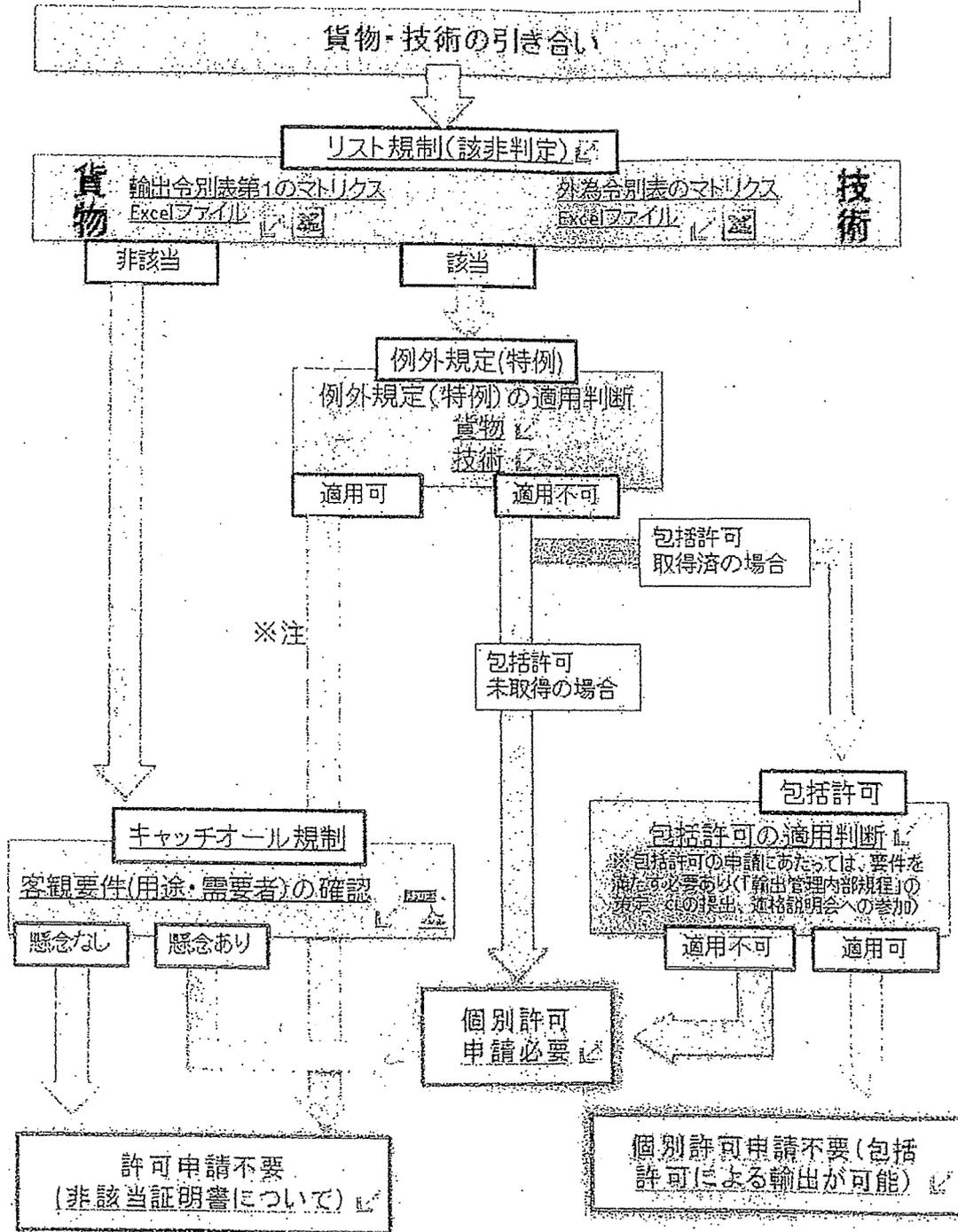
改正案	現行
<p>ス、パソパー・シトリ、ザントモナス・アルピリネアンス、ザントモナス・オリゼ、パソパー・オリゼ、シンキトリウム・エンドピオチウム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティ・ゼアエ、セカフオラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティ・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリピネシス、マグナポルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース三及び次亜種二</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの。</p> <p>イ 水分蒸発量が一時間あたり〇・四キログラム以上四〇〇キログラム以下のもの</p> <p>ロ 平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更に平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの</p> <p>ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの</p> <p>六〇八 (略)</p>	<p>ザントモナス・アルピリネアンス、ザントモナス・オリゼ、パソパー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソパー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・グリセア、プクシニア・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース二及び三</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六〇八 (略)</p>

申請手続き

※フロー図中の下線付きの箇所は各ページにリンクしています。

サイト内検索

検索  
拡張検索



※注: 例外適用可の場合においても、客観要件の確認が必要。  
(キャッチオール規制のページ参照)

(参考) 上記フロー図の各ページ